

[事案 23-179] 契約内容確認請求

・平成 24 年 6 月 26 日 裁定不調

<事案の概要>

保険料を複利年利回り 5.18%で運用し、利息として支払うことが契約の内容になっていることの確認を求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

平成 4 年 3 月、終身保険の加入の際、募集人（申立人の母親）から、設計書の他に、「運用利回り」等の文言を記載した書面を提示され、「かなりお得な商品なので、是非、契約なさい」と勧誘された。当該資料には、「複利年利回り 保障のほかに 5.18%」と記載されていたことから、自分の支払った保険料を複利年利回り 5.18%で運用した金額が、将来利息として支払われることを前提に、本契約の申込みをした。このことが本契約の内容になっていることの確認を求める。

<保険会社の主張>

申立人の主張する資料は、「保障設計書に記載された配当金が支払われるとした場合に、これを保険料との関係で利回り換算したときの計算結果を示した補助資料」であり、保険契約の内容を表示したものではなく、当社は、申立人が主張するような利息支払債務を負っていない。

<裁定の概要>

裁定審査会では、申立人の主張する利息は、配当金のことと解したうえ、当事者から提出された申立書、答弁書等の書面に基づき審理した。審理の結果、募集人が申立人に交付した書面の内容は、下記のとおりであるとは理解するものの、同書面のみではそのように理解することはできず、適切な説明が伴わなければ申立人が主張する内容の誤解を与えるものといえるが、適切な説明が伴って使用されたのかについては、募集状況を現時点で明確にすることは困難であり、同書面により、受取金額を強調した勧誘、あるいは誤解を与える勧誘をした可能性を否定することもできないことから、本件は、和解により解決するのが相当であると判断し、当事者双方に和解案の受諾勧告を行った。しかし、申立人から和解案を受諾しないとの回答があったため、指定（外国）生命保険業務紛争解決機関「業務規程」第 38 条 2 項にもとづき裁定不調として裁定手続を終了した。

- (1) 申立契約の申込書及び保険証券には、保険料を複利年利回り 5.18%で運用し、利息（配当金）として支払われる内容の記載はない。保険契約は、いわゆる附合契約【注】で、約款の記載に従って契約内容が定められるが、申立契約の定款・約款によると、配当金は、毎年の決算において剰余金が生じたときに、社員配当準備金として積立て、これを配当する旨が規定されており、支払われる配当金額は、毎事業年度の決算を経なければ確定せず、契約時点において将来の配当金額を確定することはできず、保険料を一定の運用条件で運用した金銭を支払うことが申立契約の内容になっているとすることはできない。設計書にも、設計書記載の金額を支払うことを約する文言はなく、かえって、「記

載の配当数値（積立配当金累計額・年金額等）は、平成〇年度の支払配当率がそのまま推移したと仮定して計算したものであって、今後変動（増減）することがあります。従って、将来のお支払額を約束するものではありません。」との注意文言が記載されている。

(2) また、申立人は、募集時に交付された書面を本件請求の根拠とするが、この書面は、「保障設計書に記載された配当金が支払われるとした場合に、これを保険料との関係で利回り換算したときの計算結果を示した補助資料」であると認められ、同書面にに基づき、申立人の主張を内容とする契約が成立したとすることはできない。

(3) 申立人は、募集人の説明も問題にするが、約20年前の募集時になされた説明内容については、特段の証拠がない限り、現時点で明確にすることは困難と言わざるを得ず、仮に、募集人の説明に問題があったとしても、募集人には、約款に定められた契約内容を変更する権限はないので、申立人に、募集人の説明した通りの請求権が認められるわけではない。

【注】附合契約とは、大量かつ定型的取引において、契約当事者の一方が予め定めた契約条項（普通契約約款）を、相手方が包括的に承認することによって成立する契約のことである。相手方は約款の各条項の内容を具体的に知らなくても約款に拘束されると解されている。